

巻頭エッセイ

はやぶさ



一般財団法人民事法務協会顧問 坂巻 豊

昭和44年に米国は、アポロ11号で月に人類をはじめ送り込み、月面に人間を立たせた。当時、祖母から「こんなことすると何か罪を受ける」と月や星への畏敬の念を強く感じる話を聞いたことがある。

それから30数年後の平成15年に初代はやぶさが打ち上げられ、2年後に惑星イトカワに、更に平成26年にははやぶさ2が打ち上げられ、平成31年に惑星リュウグウに到達した。

初代はやぶさは、平成17年に採取した粒子等を地球に持ち帰る予定であったが、エンジントラブル、通信途絶などが生じたが、無事に成果を地球に送り届けた後、自らは大気圏突入で焼き尽きた。その姿に感動を与え、映画にもなるほどの人気を博した。

はやぶさ2は、平成31年2月と令和元年7月の2回にわたり、リュウグウに着陸している。リュウグウの上空に到着した後、約1年5か月にわたりリュウグウを観察し、その1回目の着陸は、直径約6メートルの表面に弾丸を発射させ、舞い上がった石を採取した。2回目は、地下の物質を採取するために着陸する前に、まず火薬約5キログラムが入っている衝突装置を爆発させ、それから着陸して、降り積もっている地下物質を採取した。その際に、衝突装置の爆発の破片に当たらないようにリュウグウの陸に本体を退避させる荒技も行っている。そして、令和2年に採取した物質入りのカプセルを地球に

帰還させ、さらに令和13年に到着を予定する新たな目的に向けて挑戦を続けている。

はやぶさ2によって地球に届けられた物質は、貴重な試料が含まれていることが期待されていることから、関係者の間では「玉手箱」と称されている。その中身は、無知な私としては、全く見当がつかないが、本年6月にリュウグウについての分析結果が公表され、三大紙の毎日新聞が第一面トップ記事として報じ、テレビでも多くの時間を割いて報じて、成果の大きさを知ることとなった。これからも続々と分析結果が示されるであろう。

一方、はやぶさ2の次なる目標は令和13年なので、私の年齢から知ることは不可能であるが、成果を期待する。

ちなみに、宇宙資源の所有権の取得については、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第5条において、「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者が宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。」としている。

また、他の天体の物質を地球に持ち込むことにより、人間や地球の環境に害を与えることを防ぐためにガイドラインが定められており、はやぶさ及びはやぶさ2が持ち帰った物質は特別な措置は必要ないとされている。